

芳賀地区広域行政事務組合新斎場建築設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

芳賀地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の斎場は、火葬炉3炉と和室の待合室を備えた施設として昭和53年7月に供用を開始した。その後、火葬需要の増加に伴い、平成2年に洋室の待合室を2部屋増設し、平成4年には大型の火葬炉を1炉増設し、現在火葬炉4炉、待合室4室を備えた施設として直営で運営している。

本事業は、築48年が経過した既存施設の老朽化や超高齢化社会の進行により今後の火葬需要への対応が困難であることを踏まえ、新斎場建設基本構想（平成28年3月）、新斎場建設基本計画（令和2年3月）、同計画改定（令和6年3月）に基づき、新斎場を整備するものである。

本業務を委託するにあたり、優れた提案を広く求め、施設整備の基本的な考え方を十分に理解し、各種要件等を的確に捉えるとともに、創造性や技術力、課題解決力等に優れ、本事業に最も適した設計者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 芳賀地区広域行政事務組合新斎場建築設計業務委託
- (2) 業務内容 基本設計、実施設計、地質調査
- (3) 設計条件 「芳賀地区広域行政事務組合新斎場建設基本計画」及び「特記仕様書」等による
- (4) 契約期間 契約日から令和10年3月15日まで
- (5) 提案限度額 184,404,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
うち、基本設計業務に係る委託料の上限額は、56,804,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (6) 建設事業の日程
 - ア 基本設計 令和8年度（予定）
 - イ 実施設計 令和9年度（予定）
 - ウ 建設工事 令和10年度～令和11年度（予定）
 - エ 供用開始 令和12年度（予定）
- (7) 担当部署及び問合せ先
〒321-4415 真岡市下籠谷4412番地
芳賀地区広域行政事務組合 施設整備室 担当：上野、高村
電話：0285-82-9151 FAX：0285-82-9152
電子メール：shisetsu-seibi@hagakouiki.jp

3 日程

- (1) 実施スケジュール
 - ア 実施要領等の公表 令和8年7月15日（水）
 - イ 参加資格等に関する質問受付期限 令和8年7月22日（水）午後4時必着
 - ウ 参加資格等に関する質問に対する回答 令和8年7月27日（月）
 - エ 参加表明書の提出期限 令和8年7月30日（木）午後4時必着

オ 一次審査（資格審査）	令和8年8月 3日（月）
カ 一次審査結果通知	令和8年8月 4日（火） 予定
キ 企画提案書等に関する質問受付期限（二次）	令和8年8月 7日（金） 午後4時必着
ク 企画提案書等に関する質問回答日	令和8年8月14日（金）
ケ 企画提案書の提出期限	令和8年9月 8日（火） 午後4時必着
コ 二次審査（ヒアリング）	令和8年9月17日（木） 予定
サ 二次審査結果の公表	令和8年9月下旬予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 組合の令和7・8年度入札参加資格者名簿（コンサル等）に登録されている者であり、かつ関東地方（※1）に本店又は支店があるものであること。
- (3) 本要領の公表日から契約締結日までのいずれの日においても、組合において指名停止を受けていない者であること。
- (4) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員に規定する密接関係者でないこと。
- (6) 過去20年間（平成18年4月1日～令和8年3月31日まで）の間に、全面建て替えによる建設工事が竣工している炉数6基以上で、火葬場用途建物の設計業務実績を有する者。
- (7) 管理技術者として、次のア、イ、ウのいずれかの要件を満たす一級建築士の資格を有する者を1名配置できること。

ア 一級建築士取得後8年以上で、過去20年間（平成18年4月1日～令和8年3月31日）の間に建設工事が竣工している国、特殊法人、地方公共団体発注の火葬炉棟又は火葬炉部分の構造が鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積1,000㎡以上の火葬場用途建物の実施設計業務（新築に限る）の設計実績を有する者であること。

イ 一級建築士取得後8年以上で、過去20年間（平成18年4月1日～令和8年3月31日）の間に建設工事が竣工している国、特殊法人、地方公共団体発注の主たる構造が鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、延床面積2,000㎡以上の建築物の実施設計業務（新築に限る）の設計実績を有する者であること。

ウ 二級建築士取得後又は大学卒業後13年以上で、上記ア又はイに掲げる設計実績を有すること。

- (8) 照査技術者として、次のア又はイの要件を満たす一級建築士の資格を有する者を1名配置できること。

ア 一級建築士取得後8年以上であること。

イ 二級建築士取得後又は大学卒業後13年以上であること。

- (9) 各主任担当技術者（※2）は、次に示す分担業務分野ごとに1名を置くこと。なお、建築分野の主任担当技術者は、元請けに所属していること。

分担業務分野	業務内容（下記の図書作成に係る業務）
建 築	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号及び二号において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」

電 気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機 械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

(10) 管理技術者及び建築分野の主任担当技術者は専任とすること。

※1 関東地方とは、茨城県、神奈川県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、栃木県の1都6県のことをいう。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

5 プロポーザル実施の手続き

(1) 現地案内

実施しない。

(2) 参加資格等に関する質問受付期限と回答

ア 受付期間 公募開始～令和8年7月22日（水）午後4時必着

イ 質問方法 質問書〈様式2-1〉により、電子メールで2(7)に提出すること。

ウ 質問内容 参加資格要件、一次審査に関すること。

エ 回 答 令和8年7月27日（月）

オ 回答方法 組合ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書等を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限 令和8年7月30日（木）午後4時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所 2(7)

ウ 提出方法 持参（平日の午前9時～午後4時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、日付、辞退理由を記載した辞退届〈様式4〉を提出すること。

エ 参加表明書等の作成方法

別添1「参加表明書の作成要領」による。

(4) 一次審査選定通知

企画提案書提出者として選定された者（以下「企画提案者」という。）には、令和8年8月4日（火）に企画提案書提出依頼通知書を電子メールで通知する。

(5) 一次審査非選定通知

企画提案書提出者として選定されなかった者（以下「非選定者」という。）には、選定されなかった旨を電子メールで通知する。

(6) 非選定者に対する理由説明

ア 非選定者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に書面により、組合長に対し、非選定理由についての説明を求めることができる。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

(a) 受付場所：2(7)

(b) 受付時間：平日の午前9時～午後4時まで

イ 上記アの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、10日（休日を除く。）以内に

書面により行う。

(7) 企画提案書の作成に関する基本事項

プロポーザルは設計業務における具体的な取組方針について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な成果品の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や提出を求めるものではない。

具体的な設計作業は、契約後に企画提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、開始することとする。

(8) 企画提案書等に関する質問受付期限と回答

ア 受付期間 令和8年8月7日（金）午後4時必着

イ 質問方法 質問書〈様式2-2〉により、電子メールで2(7)に提出すること。

ウ 回 答 令和8年8月14日（金）

エ 回答方法 組合ホームページに掲載する。

(9) 企画提案書等の提出

ア 提出期限：令和8年9月8日（火）午後4時必着

イ 提出場所：2(7)

ウ 提出方法：提出する提案は1案とし、別添2「企画提案書の作成要領」に基づいて企画提案書等を作成し、持参（平日の午前9時～午後4時まで）又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※期限までに提出しない場合は辞退とみなす。

(10) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、芳賀地区広域行政事務組合情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 組合は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者に承諾を得ておくこと。第三者の著作物の使用の責は、使用した提案者にすべて帰するものとする。

コ 選定された者の企画提案書等の著作権は、組合に帰属する。

サ 選定されなかった者の企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

(11) その他

ア 参加1者につき、参加表明及び提案は1つとし、重複参加は認めない。

イ 参加者は、電気、設備、構造、自然や景観等その他専門家を協力事務所として提案することができる。この場合の協力事務所は、応募資格者であることを要しない。

ウ 協力事務所においても、参加資格（1）又は（3）に該当する場合は参加できない。

エ 参加者は、他の参加者の協力事務所となることができない。

オ 協力事務所は、複数のヒアリングに参加できない。

6 審査及び契約候補者の選定等

(1) 審査及び選定方法

- ア 審査は2段階とし、参加者の技術力、経験、創造性、テーマに対する考え方等について、総合的に審査を行う。
- イ 一次審査は、参加表明書提出者の中から、企画提案書を提出することができる者（企画提案者）として3者程度を選定する。また、企画提案者の選定に係る評価項目、評価のウェイトは、別表1のとおりとする。
- ウ 二次審査は、提出された企画提案書等の内容について、選定委員が評価を行うためのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、契約候補者等を選定する。また、契約候補者の選定に係る評価項目、評価のウェイトは、別表2のとおりとする。
なお、説明は本業務の管理技術者又は建築分野の主任技術者が行うものとし、出席者は3名以内とする。
- エ 一次審査及び二次審査は非公開で行う。
- オ 企画提案者が1者であっても審査を行い、選定委員会が業務を適切に実施できると判断した場合は、当該企画提案者を契約候補者として選定する。

(2) 審査結果の発表

- ア 一次審査の結果は、参加者全員に通知する。なお、選定された者には、二次審査の日時、場所、留意事項等をあわせて通知する。
- イ 二次審査の結果は、二次審査の参加者全員に通知する。
- ウ 審査結果は、組合公式ホームページに掲載し公表する。

(3) 失格基準

次の各号の一に該当する場合、その提案に係る参加者は失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合。
- イ 提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合。
- ウ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。
- エ 本審査が終了するまでの間において、審査委員に対して審査の結果に影響を与えるような接触を行った場合。

7 契約

(1) 契約の手続き

契約候補者に選定された者と組合の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。また、選定された候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式4）を提出すること。なお、この場合は次順位の者を候補者とする。

(2) 契約の条件

発注者が定める方法により算出した提案限度額を上限として、選定終了後、提出された見積書をもとに随意契約を行う。ただし、契約締結時までに4の参加資格に該当しなくなった場合は契約しないこととし、この場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わないこととする。

(3) 工事受注資格について

設計業務の受託者（協力事務所を含む。）と資本・人事面等において、関連があると認められる製造業者又は建設業者は、設計業務に係る全ての工事の入札に参加し又は工事（下請工事を含む。）を請負うことはできない。

(4) 火葬炉業者

組合は火葬炉設備に関する受注者を選定中であり、令和8年8月10日（月）に公表予定である。設計プロポーザル期間に火葬炉及び排ガス処理設備に関する技術的事項について確認したい場合は、質問書〈様式2－3〉により、電子メールで2(7)に提出すること。なお、メールを送信後、必ず受信確認を電話にて行うこと。

質問受付期限：令和8年8月18日（火）まで（受付時間は8時30分から17時まで）

なお、契約候補者として選定された場合は、火葬炉設備業者と密に連絡をとり、設計業務を進めるものとする。

別表1 企画提案書の提出者を選定するための評価項目（一次審査）

（40満点）

区分	評価項目			評価のウェイト		評点
1. 会社内容及び業務実績	保有技術者の体制・納入実績・企業の信頼性			10.0	10.0	満点10点
2. 技術職員の経験及び業務実績	(1) 管理技術者	資格及び経験年数		5.0	30.0	満点30点
		業務実績		5.0		
	(2) 照査技術者	資格及び経験年数		5.0		
		業務実績		5.0		
	(3) 主任担当技術者	建築	資格及び経験年数	5.0		
			業務実績	5.0		
合計					40.0	満点40点

別表2 契約候補者を選定するための評価項目（二次審査）

（１）一次審査＋価格評価

（１７０点満点）

区分	評価項目			評価のウェイト		評点
1. 会社内容及び 業務実績	保有技術者の体制・納入実績・企業の信頼性			10.0	10.0	満点10点
2. 技術職員の経 験及び業務実績	(1) 管理技術者	資格及び経験年数		5.0	30.0	満点30点
		業務実績		5.0		
	(2) 照査技術者	資格及び経験年数		5.0		
		業務実績		5.0		
	(3) 主任担当技術者	建築	資格及び 経験年数	5.0		
			業務実績	5.0		
3. 価格評価	(1) 参考見積金額	(最低見積額／参考見積金額)×配点		130.0	満点130点	
合計					170.0	満点170点

（２）特定テーマ等の評価

※選定委員1人当たりの配点とする。

（90点×7名＝630点満点）

区分	評価項目			評価のウェイト		評点
4．業務実施方針 及び特定テーマ	(1) 業務実施方針	業務の理解度		5．0	15．0	満点15点
		取組意欲		5．0		
		創意工夫		5．0		
	(2) 特定テーマ	課題1「建築コストの 圧縮及び、経済的 かつ効率的な維持 管理・運営を考慮 した施設整備につ いて」	的確性	10．0	75．0	満点75点
			独創性	10．0		
			実現性	10．0		
		課題2「施設の配置計 画に対する考え方 と周辺環境への配 慮について」	的確性	5．0		
			独創性	5．0		
			実現性	5．0		
		課題3「利用者にやさ しく落ち着きとや すらぎを感じられ る空間への配慮に ついて」	的確性	5．0		
			独創性	5．0		
			実現性	5．0		
		課題4「設計における 環境負荷の低減に 配慮した対応につ いて」	的確性	5．0		
			独創性	5．0		
			実現性	5．0		
合計				90．0	満点90点	